

## 利用者負担に関する工賃控除の見直しについて

- 障害者の働くことへのインセンティブを高めるため、工賃等の就労収入について、より一層の配慮を行う観点から、以下のとおり見直しを行う。

### 減免の方法

入所施設

**月の収入**に応じ、  
個別に負担上限額を減免  
(個別減免)

通所施設

**年間の収入**が一定額(収入  
基準額)以下の者に対し、  
一律に負担上限額を半減  
(社会福祉法人減免)

### 工賃控除の取扱い

<現行>

月3,000円  
控除

控除なし

<18年10月～>

手元金が年間28.  
8万円(支援費制度  
と同程度)まで残る  
よう**控除額引上げ**

工賃が一定額以上  
の者も減免の対象  
となるよう年間28.  
8万円の**控除創設**

# 入所施設における工賃控除の見直し(平成18年10月より実施)

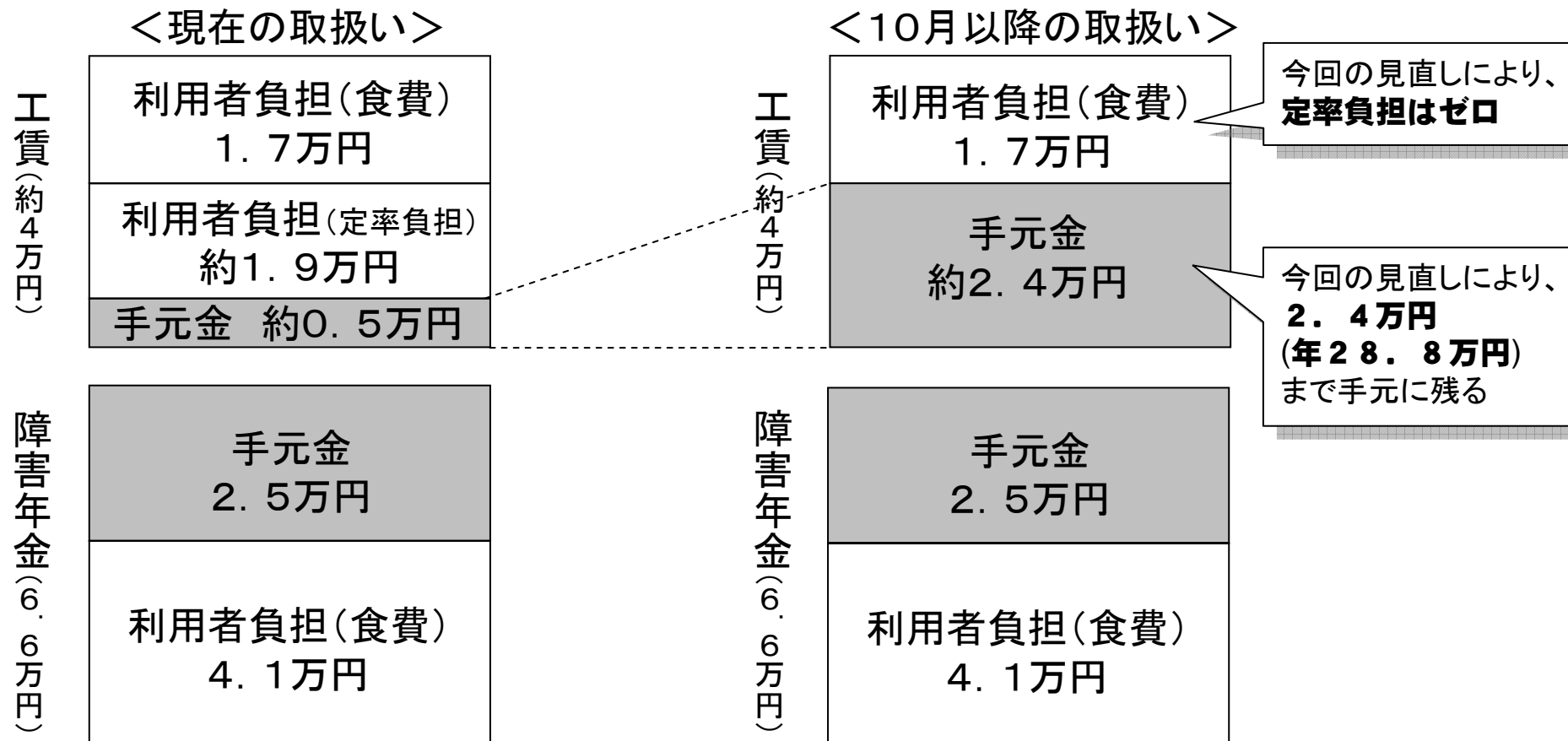
	工賃控除の額	手元に残る額 (2級年金、工賃4万円/月のみの収入の場合)
現行	3,000円	約5,000円 (6.0万円/年)
見直し後	約4万円	約2.4万円 (28.8万円/年)

Blue arrows pointing downwards from the 'Current' row to the 'After Revision' row, indicating a decrease in both the wage deduction amount and the remaining amount.

## 入所施設（工賃4万円以下の場合）の利用者負担（見直し後）

- ◎ 約4万円までの工賃について、**定率負担をゼロ**とする。  
 → 食費負担を行った後の**手元金**が、現行2.5万円に加え、最大約**2.4万円**  
**（年額28.8万円）**まで残ることとなる。

《2級年金と工賃4万円／月のみの収入の場合》



# 入所施設における利用者負担の計算式(見直し後)

<2級年金(月6.6万円)と工賃のみの収入の場合>

定率負担  $\longrightarrow$  (工賃 - 約4万円)  $\times$  0.5  
工賃控除額

+

食費等負担  $\longrightarrow$  4.1万円 + (工賃  $\times$  0.5)

※ ただし、5.8万円/月を上限とする。



- 工賃が3.3万円(収入合計9.9万円)まで  
→ 手元に2.5万円 + **(工賃  $\times$  0.5) 万円** 残る。
- 工賃が3.3万円(収入合計9.9万円)を超える場合  
→ 手元に2.5万円 + **(工賃 - 1.7万円)** 残る。

※ 数字は端数を丸めて計算しており、実際の数値とは異なる。(実際は1円単位まで計算)

## 通所施設利用者(社会福祉法人減免)における工賃控除の見直し (平成18年10月より実施)

○ 社会福祉法人による利用料減免措置を促進するため、低所得者のうち、特に支援が必要となるような層を対象に、利用者負担上限額が2分の1となるよう、経過的に3年間、公費による助成を行う。

低所得1 15,000円 → 7,500円

低所得2 24,600円 → 12,300円(通所については7,500円)

<減免対象となる低所得者>

低所得1,2のうち、収入、預貯金が一定額以下の者。ただし、収入基準額から、障害者本人の工賃等による就労収入については、28.8万円/年を控除することとする。

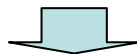
	単身世帯	2人世帯	3人世帯
預貯金基準額	350万円以下	450万円以下	550万円以下
収入基準額	150万円以下	200万円以下	250万円以下

<今回の見直しによる対象者の拡大>

(例)

2級障害基礎年金と工賃のみの収入の場合

現行 工賃が年間約70万円(月約5.8万円以下)が対象



見直し後 工賃が年間約100万円(月約8.2万円以下)が対象

# 通所施設の利用者負担

<工賃のない者>

<工賃のある者>

工賃の有無にかかわらず  
個々の利用者の状況に応じ...

障害年金

6. 6万円	
<b>手元金</b>	
〔 一般 3. 7万円 〕	〔 低所得 5. 3万円 〕
<b>利用者負担</b>	
〔 一般 2. 9万円 〕	〔 低所得 1. 3万円 〕

障害年金

工賃	
+	
<b>手元金</b>	
〔 一般 3. 7万円 〕	〔 低所得 5. 3万円 〕
<b>利用者負担</b>	
〔 一般 2. 9万円 〕	〔 低所得 1. 3万円 〕

手元金

単身でアパート暮らし等の場合は、手元金のみでの生活が困難なことから、  
**社会福祉法人減免**

グループホーム利用者は、家賃・光熱水費の負担があることから、  
**個別減免**※

※ GH利用者の個別減免については、工賃等の就労等収入について、既に、85%を手元に残すという配慮を行っているところ。